

上東門院爲一條院女御之時、帳中ニ犬子不慮之外ニ入天有見付給、大ニ奇恐被申入道殿道長
入道殿召匡衡テ、密々令語此事給ニ、匡衡申云、極御慶賀也ト申ニ、入道殿何故哉ト被仰ニ、匡衡申
云、皇子可令出來給之徵也、犬ノ字ハ是點ヲ大ノ下ニ付バ太ノ字也、上ニ付レバ天ノ字也、以之謂
之、皇子可出來給、サテ立太子、次ニ至天子給歟、入道殿大令感悅給之間、有御懷妊、令奉産後朱雀院
天皇也、此事秘事也、退席之後、匡衡私令勸件字天令傳家云々、

〔十訓抄七〕四條大納言藤原公任寛弘二年の比、月ごろうらみのありて、出仕もま給はず、大納言辭退
し申さんとせられけるに、匡衡を招て辭表を奉らんと思間、時英齊名、以言等に詭へしむといへ
ども、猶心に不叶、貴殿ばかりに書ひらかれんと思といはれければ、匡衡なまじるにうけとりて、
家に歸て愁嘆の氣色あり、時に赤染衛門何事ぞとたづぬるに、かゝる事なり、後輩は才學優長也、
まかるをそれにまさりて書のべん事、きはめて有がたしと答へければ、赤染打案じて、彼人ゆゑ、
しく矯飾ある人也、わがみの先祖やんごとなきものにて有ながら、沈淪の旨をかゝざる歟、早く
此旨を書べしと云、匡衡かの輩の草を見るに、實に其趣なし、尤まかるべしとて、打立に云、臣は五
代の太政大臣の嫡男也、曩祖忠仁公より以來と云より次第にかぞへあげて、我身の沈める由を
書て持て行所に、感嘆して悦べる氣色なり、仍是を用ひられけり、

〔枕草子十一〕雪いとたかく降たるを、れいならず、御格子まいらせて、すびつに火おこして、もの語
などしてあつまりさふらふに、少納言よ、かうろほうの雪はいかならんと仰られければ、みかう
しあげさせて、みす高くまきあげたれば、わらはせ給ふ、人々も皆さる事はまじり、歌などにさへう
たへど、思ひこそよらざりつれ、猶此宮の人にはさるべきなめりといふ、

〔古事談六〕入道殿藤原道長被造東三條之時、有國藤原奉行之、西ノ千貫之泉透廊南へ長ク差
出タル中程一問不打上長押、殿下御覽之、ナド不打長押哉、下モ土ニテ弱々ト被仰ケレド、無何申